

半期報告書

(第16期中) 自 令和2年4月1日
至 令和2年9月30日

中日本高速道路株式会社

名古屋市中区錦二丁目18番19号

(E04371)

目次

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	5
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
4 【経営上の重要な契約等】	11
5 【研究開発活動】	11
第3 【設備の状況】	12
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	12
2 【道路資産】	12
第4 【提出会社の状況】	14
1 【株式等の状況】	14
2 【役員の状況】	15
第5 【経理の状況】	16
1 【中間連結財務諸表等】	17
2 【中間財務諸表等】	52
第6 【提出会社の参考情報】	65
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	66
第1 【保証会社情報】	66
第2 【保証会社以外の会社の情報】	66
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	66
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	68
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	69
第3 【指数等の情報】	70
[中間監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	令和2年12月24日
【中間会計期間】	第16期中（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）
【会社名】	中日本高速道路株式会社
【英訳名】	Central Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮池 克人
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 泉 公人
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区栄二丁目3番6号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 泉 公人
【縦覧に供する場所】	中日本高速道路株式会社 東京支社 （東京都港区虎ノ門四丁目3番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第14期中	第15期中	第16期中	第14期	第15期
会計期間	自平成30年 4月1日 至平成30年 9月30日	自平成31年 4月1日 至令和元年 9月30日	自令和2年 4月1日 至令和2年 9月30日	自平成30年 4月1日 至平成31年 3月31日	自平成31年 4月1日 至令和2年 3月31日
営業収益 (百万円)	442,838	429,969	346,448	1,455,242	1,031,407
経常利益 (百万円)	22,264	24,251	16,952	16,621	16,323
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益 (百万円)	14,597	16,378	7,218	10,102	11,167
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	15,548	16,651	7,122	13,836	11,297
純資産額 (百万円)	246,653	261,327	262,616	244,740	255,493
総資産額 (百万円)	1,651,783	1,490,581	1,818,620	1,337,198	1,633,772
1株当たり純資産額 (円)	1,884.92	2,004.39	2,020.12	1,876.33	1,965.33
1株当たり中間(当期)純 利益金額 (円)	112.29	125.98	55.52	77.70	85.90
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.8	17.5	14.4	18.2	15.6
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△146,434	△294,255	△297,516	307,354	△253,993
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△14,757	△16,434	△21,315	△26,595	△32,661
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	128,586	251,754	294,226	△318,177	316,935
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高 (百万円)	110,313	46,566	111,175	105,500	135,784
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	10,313 (2,655)	10,730 (2,754)	11,130 (2,461)	10,409 (2,735)	10,760 (2,760)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は各期間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期中	第15期中	第16期中	第14期	第15期
会計期間	自平成30年 4月1日 至平成30年 9月30日	自平成31年 4月1日 至令和元年 9月30日	自令和2年 4月1日 至令和2年 9月30日	自平成30年 4月1日 至平成31年 3月31日	自平成31年 4月1日 至令和2年 3月31日
営業収益 (百万円)	430,347	416,893	337,955	1,430,266	1,006,483
経常利益 (百万円)	20,345	22,218	18,351	11,124	11,557
中間(当期)純利益 (百万円)	14,121	15,529	10,869	7,392	8,490
資本金 (百万円)	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
発行済株式総数 (千株)	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
純資産額 (百万円)	221,443	230,242	234,072	214,714	223,203
総資産額 (百万円)	1,622,639	1,457,250	1,786,157	1,308,075	1,600,395
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.6	15.8	13.1	16.4	13.9
従業員数 (人)	2,151	2,208	2,230	2,139	2,189

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 中間連結財務諸表を作成しており、中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記していないため、1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の記載を省略しております。

3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容に重要な変更はありません。なお、当中間連結会計期間において、下記のとおり、主要な関係会社に異動が生じております。

高速道路事業

令和2年4月1日に連結子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱及び中日本ロード・メンテナンス金沢㈱は、高速道路の維持修繕業務を一体的に実施することを目的として、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱を存続会社とする吸収合併を行っており、同日付で中日本ロード・メンテナンス金沢㈱は消滅いたしました。

また、令和2年7月1日に連結子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱及び中日本ロード・メンテナンス東京㈱並びに中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱及び中日本ロード・メンテナンス東海㈱は、高速道路の維持修繕業務を一体的に実施することを目的として、それぞれ中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱及び中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱を存続会社とする吸収合併を行っており、同日付で中日本ロード・メンテナンス東京㈱及び中日本ロード・メンテナンス東海㈱は消滅いたしました。

以上の結果、令和2年9月30日現在では、当社グループは、当社、子会社24社及び関連会社9社により構成されております。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の連結子会社が消滅しております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 中日本ロード・メンテナンス 東京㈱(注3)	東京都 町田市	62	高速道路事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(連結子会社) 中日本ロード・メンテナンス 東海㈱(注4)	名古屋 市中区	30	高速道路事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(連結子会社) 中日本ロード・メンテナンス 金沢㈱(注5)	石川県 金沢市	75	高速道路事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
 3. 中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱及び中日本ロード・メンテナンス東京㈱は、令和2年7月1日に中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱を存続会社とする吸収合併を行っており、同日付で中日本ロード・メンテナンス東京㈱は消滅会社となっております。
 4. 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱及び中日本ロード・メンテナンス東海㈱は、令和2年7月1日に中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱を存続会社とする吸収合併を行っており、同日付で中日本ロード・メンテナンス東海㈱は消滅会社となっております。
 5. 中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱及び中日本ロード・メンテナンス金沢㈱は、令和2年4月1日に中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱を存続会社とする吸収合併を行っており、同日付で中日本ロード・メンテナンス金沢㈱は消滅会社となっております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和2年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
高速道路事業	10,128	(1,454)
休憩所事業	520	(926)
その他（関連）事業	127	(81)
全社（共通）	355	(-)
計	11,130	(2,461)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

令和2年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
高速道路事業	1,783	
休憩所事業	18	
その他（関連）事業	74	
全社（共通）	355	
計	2,230	

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、中日本高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しております。なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は指標等はありません。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

また、新たに生じた優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題はありません。

2【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 経営成績等の状況の概要

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による消費の落ち込み等により非常に厳しい状況となりました。当社グループにおいては、緊急事態宣言の解除による経済活動の再開を受け、交通量及びサービスエリアの売上げはおおむね回復基調にあります。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、依然として厳しい状況が続くと見込んでおります。

一方、高速道路ネットワークの早期整備や、計画的な老朽化対策の推進、災害に対する強靱性・対応力の強化、地域振興の核となるサービスエリアの展開等、当社グループが果たすべき社会的使命は、一層重くなっています。

このような中、当社グループは、少子高齢化や労働人口の減少、社会インフラの老朽化、ICT（Information Communication Technology：情報通信技術）の高度化等、今後の社会環境の大きな変化を見据え、民営化20年に向けて進むべき方向性を示した「経営計画チャレンジV（ファイブ）2016-2020」の最終年度を迎え、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、経営方針に掲げた「高速道路の安全性向上と機能強化の不断の取組み」、「安全・快適を高める技術開発の推進」、「社会・経済の変化も見据えた地域活性化への貢献」、「社会の要請に応え続けるための経営基盤の強化」に基づく取組みを着実に進めてまいりました。さらに、これらの経営方針を実現するため、高速道路の機能強化、自動運転等のイノベーションに対応した高速道路の進化等を定めた「高速道路における安全・安心実施計画」に基づき、高速道路の安全性、信頼性や使いやすさの向上に取り組んでいます。

高速道路の安全性向上と機能強化については、平成24年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を受けて策定した「安全性向上3カ年計画」の成果を踏まえた今後の取組み方針である「安全性向上への5つの取組み方針」に基づき、当社グループ一体となって「安全を最優先とする企業文化の醸成」、「道路構造物の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの継続的改善」、「安全活動の推進」、「安全を支える人財の育成」、「安全性向上に向けた着実かつ効率的な事業の推進」に取り組んでまいりました。引き続き、「安全性向上への5つの取組み方針」を着実に進めていくとともに、暫定2車線区間の4車線化や、中京圏の新たな高速道路料金導入による交通流動の最適化等を推進し、道路ネットワーク全体としてその機能を時間的・空間的に最大限に発揮する取組みも進めてまいります。

技術開発については、高速道路の安全性向上と機能強化の取組みを更に高度化・効率化していくため、点検の高度化、老朽化した高速道路を健全にするための技術や、路上作業における安全性向上につながる技術開発及びICTやAI（Artificial Intelligence：人工知能）の導入にグループ一体となって取り組んでまいりました。また、車の自動運転の実現と普及に向け、道路と車の通信により交通規制や落下物等の道路情報をより早くより正確に提供する新たなITS（Intelligent Transport Systems：高度道路交通システム）の開発に官民協働で取り組むとともに、運転制御、操作支援技術の開発や、維持管理車両の自動運転化の研究開発を進めています。

地域の活性化や課題解決への貢献については、高速道路の利用増を地域の観光消費に直結させるドライブプラン（高速道路周遊パスと観光施設の利用券等をセットにした旅行商品）を販売する等の地域観光振興、複合商業施設の運営や農地所有適格法人の設立による耕作放棄地を活用した農業事業の展開等の地域活性化、災害時の協力体制の構築や地域見守り活動への参画等の地域防災等に取り組んでまいりました。また、訪日外国人旅行者に安心して便利に高速道路をご利用いただけるよう、案内表示の多言語化や、標識に路線番号を用いて案内するナンバリング等の整備を進めています。

経営基盤の強化については、業務プロセスの見直しや業務システムの構築、改修による業務効率化や、自律的に考え行動する人財の育成等を通して、グループ全体の生産性向上に取り組んでいます。

5カ年計画の最終年度となる令和2年度は、目標達成に向けて、「高速道路の安全性向上と機能強化の不断の取組み」をはじめ、技術開発、地域活性化、経営基盤強化の取組みをグループ一丸となってより一層加速させていくとともに、「高速道路における安全・安心実施計画」に基づく施策を着実に進め、高速道路の更なる安全性向上に努めていきます。また、中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を決して忘れることなく、事故のご遺族の皆さまや被害に遭われた皆さまに真摯に対応してまいります。

こうした中、当中間連結会計期間の営業収益は346,448百万円（前年同期比19.4%減）、営業利益は16,051百万円（同32.4%減）、経常利益は16,952百万円（同30.1%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は7,218百万円（同55.9%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

（高速道路事業）

建設事業については、経営方針の最上位である「高速道路の安全性向上と機能強化の不断の取組み」のもと、高速道路ネットワークの整備を着実かつ効率的に進め、地域の期待に応えるため、ミッシングリンクの解消や機能強化を行いました。このうち新東名高速道路御殿場ジャンクション～浜松いなさジャンクション間の6車線化事業は令和2年7月16日に、新静岡インターチェンジ～藤枝岡部インターチェンジ間の上り線19km及び長泉沼津インターチェンジ～藤枝岡部インターチェンジ間の下り線72kmを完成させました。これにより渋滞解消や迂回機能の強化が見込まれます。残る区間についても今年度内の完成を目指し鋭意工事を進めています。

前述のほか、新東名高速道路伊勢原大山インターチェンジ～御殿場ジャンクション間、東京外かく環状道路中央ジャンクション（仮称）～東名ジャンクション（仮称）間、名古屋第二環状自動車道名古屋西ジャンクション～飛鳥ジャンクション（仮称）間、東海環状自動車道山県インターチェンジ～大野神戸インターチェンジ間及び養老インターチェンジ～大安インターチェンジ間の新設事業並びに新名神高速道路亀山西ジャンクション～甲賀土山インターチェンジ間の6車線化事業について着実に推進しました。

お客さまの利便性の向上と地域の活性化のため、令和2年5月24日に中央自動車道談合坂スマートインターチェンジ（山梨県上野原市）、令和2年9月26日に首都圏中央連絡自動車道厚木PAスマートインターチェンジ（神奈川県厚木市）の運用を開始しました。

保全・サービス事業については、近年、頻発化・激甚化する自然災害、少子高齢化や労働人口の急速な減少、ICT分野における急速な技術革新等、目まぐるしく変化する社会環境に対応するため、「安全を何よりも優先」を経営理念とし、「高速道路の安全性向上と機能強化の不断の取組み」を経営方針の最上位に掲げ、様々な取組みを行っております。高速道路は、人々の生活に深く根ざし、永く将来にわたり我が国の文化・産業の発展に寄与する重要な社会基盤です。安全を最優先に、信頼性の高い高速道路ネットワークとお客さまに満足いただけるサービスを24時間365日提供するため、高速道路の点検や、維持・補修・修繕等、次のような取組みを行いました。

道路構造物等の点検に関しては、日々の高速道路の巡回による点検を行っているほか、橋梁やトンネル等については、法令に基づき、5年に1度、近接目視等による詳細点検を行っています。また、変状が確認された構造物は、計画的に補修に取り組んでいます。

構造物の老朽化等による損傷が発生しているため、「高速道路リニューアルプロジェクト」として橋梁やトンネル等の道路構造物の大規模更新・大規模修繕事業に取り組んでいます。

平成28年に発生した熊本地震における橋梁の被災状況を踏まえ、緊急輸送道路としての機能を速やかに回復し、お客さまに安心してご利用いただけるよう、橋梁の耐震補強に取り組んでいます。

道路構造物の劣化に多大な影響を与え、重大な交通事故につながるおそれのある重量超過等の車両制限令に違反する車両に対して取締りを強化し、悪質な違反者に対する刑事告発、大口・多頻度割引停止措置等を講ずるとともに、自動計測装置の整備による常時取締りに取り組んでいます。

交通事故対策として、暫定2車線区間における正面衝突事故防止のため、これまでのラバーポールに代えて一部区間で設置したワイヤーロープについて、検証結果を踏まえ、土工・中小橋区間への本格整備に取り組んでいます。

また、逆走重大事故ゼロを実現するため、民間から公募した技術等の現地展開を進めるとともに、交通安全の啓発活動に取り組んでいます。

渋滞対策として、東名高速道路（大和トンネル付近）、中央自動車道（小仏トンネル付近及び相模湖バスストップ付近）、暫定2車線区間の機能強化として、東海北陸自動車道五箇山インターチェンジ～小矢部砺波ジャンクション間及び白川郷インターチェンジ～五箇山インターチェンジ間、東海環状自動車道美濃加茂インターチェンジ～土岐ジャンクション間における付加車線設置事業を着実に推進しました。

また、昨年度末に許可を受けた名神高速道路（一宮ジャンクション付近）、東名高速道路（東名三好インターチェンジ付近）、中央自動車道（三鷹バスストップ付近）の付加車線設置事業の設計・調査に着手しました。

休憩施設における駐車場の混雑対策として、駐車マスの拡充や混雑情報提供の充実にも取り組んでいます。

大規模災害時のネットワークを活用した迅速な緊急輸送ルートを確保するため、防災訓練の実施や関係機関との連携強化及び復旧に必要な資機材の備蓄等に取り組んでいます。先端のICT技術・ロボティクス技術の導入等により、少子高齢化やデジタル技術の進展等による社会環境の変化、お客さまニーズの多様化を踏まえた情報提供の高度化等、当社グループを取り巻く環境の激変に対応しつつ、高速道路モビリティの進化に貢献する革新的なプロジェクト「i-MOVEMENT（アイムーブメント）」を推進しています。さらに、プロジェクトの実現に向けて、コンソーシアム方式によりオープンイノベーションを推進する組織として設立した「イノベーション交流会」の取り組みとして、令和2年度対象テーマ「高速道路のモビリティマネジメント」、「高速道路のインフラマネジメント」、「現場オペレーションの高度化」において、それぞれ提案された技術に関する高速道路の保全マネジメントへの適用性の実証に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染予防対策については、新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインを策定し、高速道路を利用されるお客さまへの感染予防に取り組んでいます。

こうした中、当中間連結会計期間の営業収益は319,051百万円（前年同期比19.9%減）、営業利益は18,584百万円（同7.5%減）となりました。

また、当中間連結会計期間の通行料金収入は273,368百万円（同23.7%減）でした。

（休憩所事業）

休憩所事業については、各サービスエリア・パーキングエリアで、地域の特色を活かした店舗づくり、魅力ある商品の販売、様々なニーズに応えるサービスの導入を進めるとともに、地域活性化や地域社会との連携強化にも取り組む等、特徴と魅力あるサービスエリアづくりを展開しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、一部の店舗では営業時間の短縮や営業休止を行いました。各サービスエリア・パーキングエリアでは、お客さまが安全・安心に店舗をご利用いただけるよう、店舗の定期的な消毒やレジ待ち位置の明示、客席の間隔確保等、国が発表した新しい生活様式に対応した新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いました。また、テイクアウト需要に対応するため、テイクアウトメニューを拡充したキャンペーンを行いました。

このほか、東名高速道路海老名サービスエリア（下り線）は、新しい生活様式に対応した取り組みを行ったうえで、「EXPASA海老名（下り線）」として、グランドオープンしました。商業施設の東側・西側双方にショッピングコーナーを配置したほか、フードコートでは高速道路に初出店する店舗や全国各地の人気ラーメンを楽しむことができるラーメン専門店等店舗数を増やすとともに、座席数を増やすことで、利便性を向上させました。

こうした中、当中間連結会計期間の営業収益は9,691百万円（前年同期比43.7%減）、営業損失は2,548百万円（前年同期は営業利益3,325百万円）となりました。

（その他（関連）事業）

その他（関連）事業については、観光振興事業、地域開発事業、海外事業等を営んでおります。様々な事業の展開により、経営基盤の強化を進めるとともに、社会・経済の変化を見据えた地域活性化や、海外での国際交流・国際貢献等に取り組んでいます。

観光振興事業については、地方自治体と連携した高速道路の周遊エリア内が定額で乗り放題となるドライブプラン（企画割引）のほかに、宿泊施設や観光施設等と連携した企画割引117プランを販売しました。しかしながら、令和2年4月7日に発令された国による緊急事態宣言を受け、ドライブプランについては、同日から6月19日の間、販売を一時休止しました。

地域開発事業については、東海環状自動車道土岐南多治見インターチェンジに隣接する複合商業施設「テラスゲート土岐」でも、岐阜県の非常事態宣言により令和2年4月13日から5月19日の間、よりみち温泉及びまちゆいを臨時休業しました。5月20日以降は新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、営業を再開し、新規テナントとして地域有名店舗の誘致等を実施し誘客に努めました。また、社宅の跡地を活用して、浜松市、東京都町田市、三重県津市及び桑名市で宅地分譲事業を行いました。

海外事業については、持分法適用関連会社である日本高速道路インターナショナル(株)と共同で、アジア、欧米等の高速道路事業に係る調査を行いました。ベトナム国では、フーリーバイパス事業や、同国の建設会社と締結した戦略的パートナーシップ協定を起点として、同国への技術移転や新規高速道路整備に向けた共同検討を実施しました。

また、平成31年4月25日に締結したフィリピン国メトロパシフィック・トールウェイズとの技術協力覚書に基づき、今後の技術協力とフィリピン国における事業展開のための意見交換を行いました。このほか、当社の連結子会社である米国現地法人NEXCO Highway Solutions of America Inc.及びフィリピン国現地法人NEXCO-CENTRAL Philippines Inc.においては、当社の海外事業の更なる発展及びインフラシステムの海外展開に向けた事業を推進しました。

このほか、新型コロナウイルス感染症の情勢を踏まえたオンライン会議等の活用により、昨年度に引き続き、タジキスタン国、ザンビア国等において4件のコンサルティング業務を実施し、現地技術者の能力向上等に貢献しま

した。更に、国が実施する海外協力事業への参画等、積極的な国際交流を通じて幅広い情報交換ネットワークの構築を進めるとともに、国際貢献にも努めました。

また、駐車場等高速道路以外の施設で、ETC等のITS技術が利用可能となるサービス（ETC多目的利用サービス）に関する情報処理事業を開始しました。今後、早期にETC多目的利用サービスをお客さまにお届けできるように、関係機関と準備してまいります。

このほか、持分法適用関連会社である中日本ファームすずなり(株)では、耕作放棄地の増加等の地域が抱える課題の解決及び地域活性化への貢献を目的に、浜松市内において、野菜（レタス及び枝豆等）の栽培を行いました。また、長距離トラックドライバーの労働環境改善を支援する取組みとして、新東名高速道路浜松サービスエリア（下り線）敷地内で中継物流拠点「コネクトエリア浜松」を遠州トラック(株)と共同で運営しております。

こうした中、当中間連結会計期間の営業収益は17,744百万円（前年同期比21.3%増）、営業利益は11百万円（前年同期比96.5%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前中間純利益16,199百万円に加え、減価償却費12,570百万円等による増加があった一方、たな卸資産の増加額167,151百万円、仕入債務の減少額119,232百万円等による減少があったため、営業活動によるキャッシュ・フローは、297,516百万円の資金支出（前年同期比1.1%増）となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）に帰属することとなる資産の増加によるものです。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「たな卸資産」勘定（流動資産）に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てています。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

料金機械、ETC装置等の設備投資20,803百万円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは、21,315百万円の資金支出（前年同期比29.7%増）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

道路建設関係社債償還による支出94,262百万円等による減少があった一方、道路建設関係社債発行による収入249,592百万円、その他の社債発行による収入118,715百万円等による増加があったため、財務活動によるキャッシュ・フローは、294,226百万円の資金収入（前年同期比16.9%増）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末に比べ64,608百万円増加し、111,175百万円（同138.7%増）となりました。

(3) 生産、受注及び販売の実績

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の実績については、前記「(1) 財政状態及び経営成績の状況」においてセグメントの業績に関連付けて記載しています。

2. 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

本項に記載した予見、見通し、所感等の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因

① 高速道路事業の特性

高速道路事業については、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てています（協定については、前事業年度の有価証券報告書中に記載する「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」及び後記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」をご参照下さい。）。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされています。なお、各事業年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、将来の高速道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする確かな事業運営への備えとして積み立てていきたいと考えています。

また、高速道路事業においては、ゴールデンウィーク等を含む上期は下期と比較して料金収入が多くなる一方、上期の費用は、雪氷対策や集中工事等の影響を受ける下期と比較して少なくなる傾向があります。

② 機構による債務引受け等

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところですが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされています。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則としておおむね調達時期が古い順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは併存的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しています。ただし、高速道路の更新事業にかかる財政融資資金借入債務については、前述に関わらず、おおむね令和6年度ないし令和7年度を目途に債務引受けを予定しております。また、特定の目的で調達した債務は、前述に関わらず、対象資産に資金充当後、債務引受けを行う場合があります。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団（以下「道路公団」といいます。）の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が承継した道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じています（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）

（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第16条）。

(2) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

なお、会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方については、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 追加情報」に記載のとおり、見直しを行っています。

(3) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

① キャッシュ・フローの状況等

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 1. 経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達には、営業活動のほか、社債の発行等を通じて実施いたしました。

② 資金調達の基本方針

資金調達の基本的な考え方は、低利安定的な調達を目指し、社債の発行による調度を優先し、補完的に金融機関からの借入金による調達を行います。ただし、金融市場の環境等により社債発行が困難な場合は、借入金の比率を高めることがあります。

③ 資金需要の主な内容

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第一部 企業情報 第3 設備の状況」に記載しています。

(4) 当中間連結会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

① 経営成績の分析

(収益及び損益の状況)

当中間連結会計期間における全事業の営業収益は346,448百万円(前年同期比19.4%減)、営業費用は330,397百万円(同18.7%減)、営業利益は16,051百万円(同32.4%減)、経常利益は16,952百万円(同30.1%減)、親会社株主に帰属する中間純利益は7,218百万円(同55.9%減)となり、前中間連結会計期間と比較すると減収・減益となりました。

② 財政状況の分析

(「資産の部」の状況)

当中間連結会計期間末における流動資産は、たな卸資産が増加したこと等により、前連結会計年度末と比べ188,855百万円増加し、1,513,404百万円となりました。固定資産は、ETC設備の更新等による増加があった一方、減価償却による減少があること等により、前連結会計年度末と比べ4,180百万円減少し、303,802百万円となりました。繰延資産は、前連結会計年度末と比べ173百万円増加し、1,413百万円となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における総資産額は、前連結会計年度末と比べ184,847百万円増加し、1,818,620百万円となりました。

(「負債の部」の状況)

当中間連結会計期間末における流動負債は、1年以内に償還予定の社債が増加した一方、高速道路事業営業未払金が減少したこと等により、前連結会計年度末と比べ11,371百万円減少し、331,116百万円となりました。固定負債は、道路建設関係社債が増加したこと等により、前連結会計年度末と比べ189,096百万円増加し、1,224,888百万円となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末と比べ177,725百万円増加し、1,556,004百万円となりました。

(「純資産の部」の状況)

当中間連結会計期間末における純資産額は、利益剰余金が増加したこと等により、前連結会計年度末と比べ7,122百万円増加し、262,616百万円となりました。

③ セグメントごとの分析

当中間連結会計期間のセグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりです。

(高速道路事業)

当中間連結会計期間における高速道路事業の営業収益は319,051百万円（前年同期比19.9%減）となりました。営業収益が減少した主な要因は、新東名高速道路6車線化事業等、機構への道路資産引渡額が大きかったことにより道路資産完成高が5,867百万円増加した一方、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い料金収入が前中間連結会計期間よりも84,955百万円減少したことによるものです。営業費用は、協定に基づく機構への賃借料の減少、道路資産完成原価の増加等により、300,466百万円（同20.5%減）となり、その結果、営業利益は18,584百万円（同7.5%減）となりました。

当中間連結会計期間末における高速道路事業のセグメント資産は1,456,796百万円（同21.2%増）、セグメント負債は1,318,588百万円（同37.8%増）となりました。

(休憩所事業)

当中間連結会計期間における休憩所事業の営業収益は9,691百万円（前年同期比43.7%減）となりました。これは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により店舗売上が減少したことによるものです。営業費用は、店舗売上の減少に伴う売上原価の減少や商業施設の修繕費の減少等により、12,239百万円（同11.9%減）となりました。その結果、営業損失は2,548百万円（前年同期は営業利益3,325百万円）となりました。

当中間連結会計期間末における休憩所事業のセグメント資産は169,768百万円（同2.9%減）となりました。

(その他（関連）事業)

当中間連結会計期間におけるその他（関連）事業の営業収益は17,744百万円（前年同期比21.3%増）、営業費用は17,733百万円（同24.1%増）となりました。これらは、国・地方公共団体から受託した工事の出来高の増加により収益及び費用が増加した一方、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により外販売上や店舗売上が減少したことによるものです。その結果、営業利益は11百万円（同96.5%減）となりました。

当中間連結会計期間末におけるその他（関連）事業のセグメント資産は19,274百万円（前年同期比4.3%減）、セグメント負債は571百万円（同0.6%減）となりました。

4 【経営上の重要な契約等】

機構と締結する協定について

当社及び機構は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、休日割引の適用を除外する日を定めた規定を変更するため、令和2年4月28日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しています。

また、当社は、国土交通省関東地方整備局事業評価監視委員会における審議を踏まえた中央自動車道富士吉田線（中央ジャンクション（仮称）～東名ジャンクション（仮称））の事業費の増額、工事完成予定年月日の変更等に伴い、令和2年9月24日開催の取締役会において「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更することを決議しています。それに基づき、当社及び機構は、令和2年10月19日付で変更の協定を締結しています。当該協定においては、料金収入及び事業費の計画や料金徴収期間が変更されています。

5 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業等に係る技術開発を行っています。かかる技術開発の基本方針は、①安全を確保する効果的・効率的な道路保全、②安全で円滑な使いやすい高速道路、③災害に強く安全なネットワーク、④地球環境を保全する取組み、⑤国内外で活用される技術の構築・展開、の実現です。

これらの基本方針に基づき、①点検業務の高度化、②ライフサイクルコストの低減や品質確保、工期短縮等につながる大規模更新・大規模修繕技術、③ICTの活用や自動運転を支援する道路インフラ技術による交通安全支援・交通渋滞緩和技術、の3点を重点技術として設定して開発に取り組んでいます。

主たる研究活動を実施するにあたって、当社は、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と共同して㈱高速道路総合技術研究所を設立し、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図っています。

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、317百万円です。そのうち、安全・安心に関する研究開発費の総額は、231百万円です。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「たな卸資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定により締結された協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は上記のとおり当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当中間連結会計期間において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い、新たに45,165百万円の仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなりました。その内訳は下表のとおりです。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産完成高 （百万円）（注2）
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線	山梨県上野原市大野 （談合坂スマートインターチェンジ）	令和2年5月	2,035
高速自動車国道 第二東海自動車道横浜名古屋線	静岡県駿東郡長泉町元長窪～ 静岡県浜松市北区引佐町東黒田 改築	令和2年7月	12,572
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	神奈川県厚木市山際～ 神奈川県厚木市関口 （厚木PAスマートインターチェンジ）	令和2年9月	1,266
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	修繕	令和2年6月	25,636
		令和2年9月	
一般国道158号 （中部縦貫自動車道（安房峠道路））	修繕	令和2年9月	66
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	特定更新等工事	令和2年6月	3,587
		令和2年9月	
合計			45,165

（注）1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産完成高には、消費税等は含まれておりません。

また、主要な道路資産の内訳は次のとおりです。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産です。

区分		賃借料（百万円） （注1）（注3）
全国路線網	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	453,848 (注2)
	高速自動車国道中央自動車道西宮線（大月市から東近江市まで（八日市インターチェンジを含む。））	
	高速自動車国道中央自動車道長野線（岡谷市から安曇野市まで（安曇野インターチェンジを含む。））	
	高速自動車国道第一東海自動車道	
	高速自動車国道東海北陸自動車道	
	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線	
	高速自動車国道中部横断自動車道	
	高速自動車国道北陸自動車道（富山県下新川郡朝日町から米原市まで（朝日インターチェンジを含む。））	
	高速自動車国道近畿自動車道伊勢線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線（愛知県海部郡飛島村から甲賀市まで（甲賀土山インターチェンジを含まない。））	
	高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線	
	高速自動車国道近畿自動車道敦賀線（小浜市から敦賀市まで（小浜インターチェンジを含まない。））	
	一般国道1号（新湘南バイパス）	
	一般国道1号（西湘バイパス）	
	一般国道138号（東富士五湖道路）	
	一般国道271号（小田原厚木道路）	
	一般国道302号（伊勢湾岸道路）	
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））		
一般国道475号（東海環状自動車道）（豊田市から四日市市まで）		
一の路線	一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））	362
合計		454,210

- (注) 1. 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの機構からの賃借料を記載しております。
2. 全国路線網の賃借料は、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではなく、全国路線網一括で定められております。
3. 賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した当社グループの道路資産に係る重要な建設計画について、重要な変更はありません。また、新たに確定した道路資産に係る重要な建設計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	520,000,000
計	520,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （令和2年9月30日）	提出日現在発行数 （株） （令和2年12月24日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	130,000,000	130,000,000	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式、 単元株式数は100株。
計	130,000,000	130,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増減 額（百万円）	資本準備金残 高（百万円）
令和2年4月1日～ 令和2年9月30日	—	130,000,000	—	65,000	—	65,000

(5)【大株主の状況】

令和2年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 （%）
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	130,000,000	100.00
計	—	130,000,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和2年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 130,000,000	1,300,000	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	—	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	130,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,300,000	—

② 【自己株式等】

令和2年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員】の状況

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 135,908	※2 111,299
高速道路事業営業未収入金	85,131	147,401
未収入金	32,125	※5 12,001
有価証券	200	100
たな卸資産	1,005,352	1,172,584
その他	65,844	70,025
貸倒引当金	△13	△7
流動資産合計	1,324,548	1,513,404
固定資産		
有形固定資産		
土地	120,441	120,358
その他(純額)	151,110	149,212
有形固定資産合計	※1, ※3 271,552	※1, ※3 269,570
無形固定資産	18,621	20,301
投資その他の資産		
投資その他の資産	※2 17,894	※2 14,008
貸倒引当金	△84	△77
投資その他の資産合計	17,810	13,930
固定資産合計	307,983	303,802
繰延資産	1,240	1,413
資産合計	※2 1,633,772	※2 1,818,620
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	166,177	61,539
1年以内償還予定社債	※2 92,484	※2 181,283
未払法人税等	2,941	6,524
引当金	3,879	4,231
その他	77,004	※5 77,536
流動負債合計	342,487	331,116
固定負債		
道路建設関係社債	※2 842,047	※2 1,027,750
道路建設関係長期借入金	88,795	93,055
長期借入金	431	442
引当金	8,262	8,246
退職給付に係る負債	63,679	62,014
その他	32,575	33,378
固定負債合計	1,035,791	1,224,888
負債合計	1,378,279	1,556,004

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金	73,011	73,011
利益剰余金	129,811	137,030
株主資本合計	267,823	275,042
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	29	5
為替換算調整勘定	4	1
退職給付に係る調整累計額	△12,364	△12,433
その他の包括利益累計額合計	△12,329	△12,425
純資産合計	255,493	262,616
負債純資産合計	1,633,772	1,818,620

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
営業収益	429,969	346,448
営業費用		
道路資産賃借料	252,371	170,650
高速道路等事業管理費及び売上原価	113,108	124,149
販売費及び一般管理費	※1 40,743	※1 35,597
営業費用合計	406,224	330,397
営業利益	23,745	16,051
営業外収益		
受取利息	2	4
土地物件貸付料	92	92
負ののれん償却額	171	171
持分法による投資利益	99	139
原因者負担収入	85	98
還付加算金	0	170
違約金収入	2	155
その他	84	107
営業外収益合計	537	939
営業外費用		
支払利息	21	22
その他	9	15
営業外費用合計	31	37
経常利益	24,251	16,952
特別利益		
固定資産売却益	※2 42	※2 1
投資有価証券売却益	—	10
特別利益合計	42	11
特別損失		
固定資産売却損	—	※3 7
固定資産除却損	※4 71	※4 218
減損損失	※5 133	※5 536
その他	0	1
特別損失合計	205	765
税金等調整前中間純利益	24,089	16,199
法人税、住民税及び事業税	7,939	5,898
法人税等調整額	△254	3,081
法人税等合計	7,685	8,980
中間純利益	16,403	7,218
非支配株主に帰属する中間純利益	25	—
親会社株主に帰属する中間純利益	16,378	7,218

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
中間純利益	16,403	7,218
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	12	△21
為替換算調整勘定	2	△2
退職給付に係る調整額	245	△73
持分法適用会社に対する持分相当額	△13	2
その他の包括利益合計	247	△95
中間包括利益	16,651	7,122
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	16,626	7,122
非支配株主に係る中間包括利益	25	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	65,000	72,680	118,643	256,323
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益			16,378	16,378
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		20		20
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	20	16,378	16,399
当中間期末残高	65,000	72,700	135,022	272,723

	その他の包括利益累計額			
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	18	—	△12,418	△12,399
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益				
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2	2	242	247
当中間期変動額合計	2	2	242	247
当中間期末残高	20	2	△12,175	△12,152

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	815	244,740
当中間期変動額		
親会社株主に帰属する中間純利益		16,378
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		20
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△59	188
当中間期変動額合計	△59	16,587
当中間期末残高	756	261,327

当中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	65,000	73,011	129,811	267,823
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益			7,218	7,218
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	－	－	7,218	7,218
当中間期末残高	65,000	73,011	137,030	275,042

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	29	4	△12,364	△12,329	255,493
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間純利益					7,218
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△24	△2	△69	△95	△95
当中間期変動額合計	△24	△2	△69	△95	7,122
当中間期末残高	5	1	△12,433	△12,425	262,616

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	24,089	16,199
減価償却費	11,275	12,570
減損損失	133	536
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△10
持分法による投資損益 (△は益)	△99	△139
賞与引当金の増減額 (△は減少)	248	352
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)	478	40
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1	△11
退職給付に係る資産又は負債の増減額	539	△290
受取利息及び受取配当金	△11	△15
支払利息	249	284
固定資産売却損益 (△は益)	△42	6
固定資産除却損	117	305
売上債権の増減額 (△は増加)	△12,131	△59,901
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△179,098	△167,151
仕入債務の増減額 (△は減少)	△98,925	△119,232
未払又は未収消費税等の増減額	△43,397	12,735
その他	6,986	8,781
小計	△289,586	△294,941
利息及び配当金の受取額	66	87
利息の支払額	△313	△266
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△4,423	△2,396
営業活動によるキャッシュ・フロー	△294,255	△297,516
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△0	△0
有価証券の売却及び償還による収入	—	100
投資有価証券の取得による支出	—	△569
投資有価証券の売却及び償還による収入	—	11
固定資産の取得による支出	△16,128	△20,803
固定資産の売却による収入	50	14
その他	△356	△68
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,434	△21,315
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	665	21,197
長期借入金の返済による支出	△519	△423
道路建設関係社債発行による収入	277,187	249,592
道路建設関係社債償還による支出	△25,171	△94,262
その他の社債発行による収入	—	118,715
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△63	—
その他	△344	△593
財務活動によるキャッシュ・フロー	251,754	294,226
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	△3
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△58,934	△24,609
現金及び現金同等物の期首残高	105,500	135,784
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 46,566	※ 111,175

【中間連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

- (注) 1. 前中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△519百万円には、機構法第15条第1項の規定により機構が行った債務引受の額△469百万円が含まれており、道路建設関係社債償還による支出△25,171百万円は、同規定により機構が行った債務引受の額であります。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）△179,098百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額39,297百万円が含まれております。
2. 当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△423百万円には、機構法第15条第1項の規定により機構が行った債務引受の額△370百万円が含まれており、道路建設関係社債償還による支出△94,262百万円のうち△47,816百万円は、同規定により機構が行った債務引受の額であります。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）△167,151百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額45,165百万円が含まれております。

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 24社

連結子会社の名称

中日本エクシス(株)
中日本エクストール横浜(株)
中日本エクストール名古屋(株)
中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)
中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)
中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)
中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)
NEXCO中日本サービス(株)
中日本高速技術マーケティング(株)
(同)NEXCO中日本インベストメント
NEXCO Highway Solutions of America Inc.
NEXCO-CENTRAL Philippines Inc.
中日本ハイウェイ・リテール横浜(株)
中日本ハイウェイ・リテール名古屋(株)
中日本ハイウェイ・アドバンス(株)
中日本ロード・メンテナンス中部(株)
中日本高速オートサービス(株)
NEXCO中日本開発(株)
箱根ターンパイク(株)
艾客思國際股份有限公司

当中間連結会計期間において、連結子会社でありました中日本ロード・メンテナンス金沢(株)は、令和2年4月1日付で、当社の連結子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)を存続会社、中日本ロード・メンテナンス金沢(株)を消滅会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

当中間連結会計期間において、連結子会社でありました中日本ロード・メンテナンス東京(株)は、令和2年7月1日付で、当社の連結子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)を存続会社、中日本ロード・メンテナンス東京(株)を消滅会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

当中間連結会計期間において、連結子会社でありました中日本ロード・メンテナンス東海(株)は、令和2年7月1日付で、当社の連結子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)を存続会社、中日本ロード・メンテナンス東海(株)を消滅会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 9社

会社の名称

北陸高速道路ターミナル(株)

(株)NEXCOシステムズ

(株)高速道路総合技術研究所

(株)NEXCO保険サービス

ハイウェイ・トール・システム(株)

日本高速道路インターナショナル(株)

中日本施設管理(株)

(株)デーロス・ジャパン

中日本ファームすずなり(株)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法適用会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる会社については、各社の中間会計期間に係る中間財務諸表又は仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間会計期間の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品、製品、仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～50年

構築物 3年～60年

機械及び装置 4年～17年

また、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

④ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間連結会計期間末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債

③ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(8) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

その他の社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「還付加算金」及び「違約金収入」は、それぞれ営業外収益の総額100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。これらの表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「その他」87百万円は、「還付加算金」0百万円、「違約金収入」2百万円及び「その他」84百万円として組み替えております。

(追加情報)

当中間連結会計期間末までの新型コロナウイルス感染症の拡大の現状を考慮し、前連結会計年度の有価証券報告書(追加情報)に記載しました新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りの仮定について、見直しを行いました。

しかし、当感染症の収束時期を合理的に予測することは引き続き困難であることから、高速道路及びサービスエリアにおいて、足元のご利用状況が当連結会計年度末まで継続し、その後、緩やかに回復していくと仮定して、繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りを行っております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
	166,184百万円	174,799百万円

※2 担保資産及び担保付債務

高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
道路建設関係社債	934,531百万円 (額面額 934,531百万円)	1,090,310百万円 (額面額 1,090,310百万円)
その他の社債	－百万円 (額面額 －百万円)	118,723百万円 (額面額 118,723百万円)
機構法第15条の規定により機構に 引き渡した社債に係る債務	1,361,307百万円	1,134,755百万円

なお、上記の他、担保に供している資産は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
現金及び預金	3百万円	3百万円
投資その他の資産	84百万円	75百万円

※3 有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
有形固定資産		
その他(建物)	45百万円	45百万円
その他(構築物)	27百万円	27百万円
その他(機械及び装置)	190百万円	190百万円
その他(車両運搬具)	27百万円	27百万円
計	291百万円	291百万円

4 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
機構	511,000百万円	431,000百万円
西日本高速道路㈱	8百万円	7百万円
計	511,008百万円	431,007百万円

- (2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
機構	1,395,307百万円	1,168,755百万円

なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係社債が47,816百万円（額面額）減少しております。

※5 消費税等の取扱い

前連結会計年度（令和2年3月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（令和2年9月30日）

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収入金」又は、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
給与手当・賞与	4,730百万円	4,760百万円
役員退職慰労引当金繰入額	36百万円	34百万円
賞与引当金繰入額	833百万円	783百万円
退職給付費用	745百万円	934百万円
業務委託費	2,162百万円	2,091百万円
ETCマイレージサービス引当金繰入額	8,596百万円	8,064百万円
利用促進費	14,149百万円	10,407百万円

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
その他(機械及び装置)	1百万円	－百万円
その他(車両運搬具)	40百万円	1百万円
その他	0百万円	0百万円
計	42百万円	1百万円

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
土地	－百万円	7百万円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
その他(建物)	47百万円	176百万円
その他(構築物)	15百万円	4百万円
その他(機械及び装置)	1百万円	27百万円
その他(工具、器具及び備品)	3百万円	7百万円
その他	3百万円	2百万円
計	71百万円	218百万円

※5 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前中間連結会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

場所	用途	種類
愛知県名古屋市等	各事業共用固定資産	建物及び構築物

当社グループは、原則として、事業区分によりグルーピングを行っております。また、本社等、特定の事業との関連が明確でない資産については各事業共用固定資産としております。

当中間連結会計期間において、各事業共用固定資産のうち、廃止を決定した資産グループの帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失133百万円（うち建物127百万円及び構築物6百万円）として特別損失に計上しております。

当中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

場所	用途	種類
神奈川県横浜市等	各事業共用固定資産	建物及び構築物等
東京都港区等	休憩所事業固定資産	ソフトウェア等

当社グループは、原則として、事業区分によりグルーピングを行っております。また、本社等、特定の事業との関連が明確でない資産については各事業共用固定資産としております。

当中間連結会計期間において、各事業共用固定資産のうち、廃止を決定した資産グループの帳簿価額を備忘価額まで減額しております。また、休憩所事業固定資産のうち、事業の廃止又は異なる用途への転用をした資産グループの帳簿価額を備忘価額又は回収可能価額まで減額しております。

その結果、当該減少額を減損損失536百万円（うち建物517百万円、構築物4百万円、ソフトウェア13百万円及び工具器具備品1百万円）として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間 末株式数 (千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間 末株式数 (千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
現金及び預金勘定	46,750百万円	111,299百万円
預入期間3ヶ月超の定期預金	△184百万円	△124百万円
現金及び現金同等物	46,566百万円	111,175百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引 (解約不能のもの)

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
1年内	453,277百万円	449,798百万円
1年超	15,626,484百万円	16,473,840百万円
合計	16,079,761百万円	16,923,638百万円

(注) 1. 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
1年内	1,501百万円	1,493百万円
1年超	3,375百万円	2,893百万円
合計	4,876百万円	4,386百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2.参照）。

前連結会計年度（令和2年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	135,908	135,908	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	85,131	85,131	—
(3) 未収入金	32,125	32,125	—
(4) 有価証券及び投資その他の資産 （投資有価証券）			
①満期保有目的の債券	300	303	3
②その他有価証券	208	208	—
資産計	253,674	253,678	3
(1) 高速道路事業営業未払金	166,177	166,177	—
(2) 未払法人税等	2,941	2,941	—
(3) 流動負債その他（未払金）	42,450	42,450	—
(4) 道路建設関係社債（1年以内に償還 予定の道路建設関係社債を含む）	934,531	933,684	△846
(5) その他の社債（1年以内に償還 予定のその他の社債）	—	—	—
(6) 道路建設関係長期借入金（1年内 に返済予定の道路建設関係長期 借入金を含む）	88,826	88,827	0
(7) 長期借入金（1年以内に返済予定の 長期借入金を含む）	531	531	—
負債計	1,235,459	1,234,613	△846

当中間連結会計期間（令和2年9月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	111,299	111,299	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	147,401	147,401	—
(3) 未収入金	12,001	12,001	—
(4) 有価証券及び投資その他の資産 （投資有価証券）			
①満期保有目的の債券	200	201	1
②その他有価証券	176	176	—
資産計	271,078	271,080	1
(1) 高速道路事業営業未払金	61,539	61,539	—
(2) 未払法人税等	6,524	6,524	—
(3) 流動負債その他（未払金）	17,306	17,306	—
(4) 道路建設関係社債（1年以内に償還 予定の道路建設関係社債を含む）	1,090,310	1,089,773	△537
(5) その他の社債（1年以内に償還 予定のその他の社債）	118,723	118,725	2
(6) 道路建設関係長期借入金（1年 内に返済予定の道路建設関係長期 借入金を含む）	109,555	108,850	△704
(7) 長期借入金（1年以内に返済予定の 長期借入金を含む）	577	577	—
負債計	1,404,537	1,403,298	△1,239

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

また、満期のある預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 高速道路事業営業未収入金及び(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資その他の資産（投資有価証券）

満期保有目的の債券及びその他有価証券については、取引所の価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

- (1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払法人税等及び(3) 流動負債その他(未払金)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 道路建設関係社債(1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む)及び(5) その他の社債(1年以内に償還予定のその他の社債)

主として市場価格に基づき算定しております。

- (6) 道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む)及び(7) 長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
非上場株式	6,031	6,665

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4) 有価証券及び投資その他の資産(投資有価証券)」には含めておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (令和2年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	300	303	3
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	300	303	3
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		300	303	3

当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	200	201	1
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	200	201	1
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		200	201	1

2. その他有価証券

前連結会計年度（令和2年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	185	78	107
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	185	78	107
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	23	38	△14
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	23	38	△14
合計		208	116	92

当中間連結会計期間（令和2年9月30日）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	154	78	76
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	154	78	76
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	21	38	△16
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	21	38	△16
合計		176	116	60

- (注) 1. 時価のあるその他有価証券について、次の判断基準に基づき減損処理を行うこととしております。
- (1) 個々の銘柄について時価の下落率が50%を超える場合は、時価が著しく下落していると判断し、回復可能性がない場合は減損処理を行うこととしております。
 - (2) 個々の銘柄について時価の下落率が30%以上50%以下の場合は、次の三要件のいずれかに該当する銘柄を時価が著しく下落しており回復可能性がないと判断し、減損処理を行うこととしております。
 - ① 当該銘柄について、過去2年間にわたり下落率が30%以上50%以下の状態となっている場合
 - ② 当該銘柄の発行会社が債務超過の場合
 - ③ 当該銘柄の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失の計上が予想される場合
2. 非上場株式（前連結会計年度連結貸借対照表計上額 80百万円、当中間連結会計期間中間連結貸借対照表計上額 78百万円）については、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度（令和2年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	道路建設関係社債	241,626	149,142	(注1)
金利通貨スワップの一体処理 (特例処理・振当処理)	金利の変換を含む通貨スワップ取引	道路建設関係社債	94,904	94,904	(注2)
合 計			336,531	244,047	—

(注) 1. 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

2. 通貨スワップの振当処理によるもの及び金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間（令和2年9月30日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	道路建設関係社債	197,406	134,846	(注1)
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	その他の社債	118,723	—	(注2)
金利通貨スワップの一体処理 (特例処理・振当処理)	金利の変換を含む通貨スワップ取引	道路建設関係社債	94,904	94,904	(注3)
合 計			411,033	229,750	—

(注) 1. 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

2. 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされているその他の社債と一体として処理されているため、その時価は、当該その他の社債の時価に含めて記載しております。

3. 通貨スワップの振当処理によるもの及び金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため記載は省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、経営組織の形態と事業の特性に基づいて、「高速道路事業」「休憩所事業」「その他（関連）事業」の3つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行っております。「休憩所事業」は、高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営を行っております。「その他（関連）事業」は、受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であり、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

また、共通部門に関わる有形固定資産及び無形固定資産については、各報告セグメントに配分しておりませんが、関連する費用については、合理的な基準に基づき各報告セグメントに配分しております。

なお、セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前中間連結会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額（注 1）	中間連結財務 諸表計上額 （注2）
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	398,137	17,208	14,623	429,969	—	429,969
セグメント間の内部売上高又は振替高	11	11	0	24	△24	—
計	398,149	17,220	14,624	429,994	△24	429,969
セグメント利益	20,086	3,325	331	23,743	2	23,745
セグメント資産	1,201,828	174,821	20,138	1,396,788	93,792	1,490,581
セグメント負債	956,732	—	575	957,307	271,945	1,229,253
その他の項目						
減価償却費	9,485	1,620	170	11,275	—	11,275
持分法適用会社への投資額	3,732	—	1,303	5,036	—	5,036
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	6,219	507	212	6,940	2,051	8,991

（注） 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- （1）セグメント利益の調整額2百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （2）セグメント資産の調整額93,792百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは現金、預金及び共通部門に関わる資産等であります。
- （3）セグメント負債の調整額271,945百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、その主なものは未払金及び退職給付に係る負債等であります。
- （4）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,051百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。

2. セグメント利益は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

	報告セグメント				調整額（注 1）	中間連結財務 諸表計上額 （注2）
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	319,041	9,663	17,743	346,448	—	346,448
セグメント間の内部売上高又 は振替高	9	27	1	38	△38	—
計	319,051	9,691	17,744	346,486	△38	346,448
セグメント利益又は損失（△）	18,584	△2,548	11	16,047	3	16,051
セグメント資産	1,456,796	169,768	19,274	1,645,839	172,781	1,818,620
セグメント負債	1,318,588	—	571	1,319,160	236,843	1,556,004
その他の項目						
減価償却費	10,673	1,692	204	12,570	—	12,570
持分法適用会社への投資額	4,765	—	1,821	6,587	—	6,587
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	7,391	914	21	8,326	4,978	13,305

（注） 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- （1）セグメント利益又は損失の調整額3百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 - （2）セグメント資産の調整額172,781百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは現金、預金及び共通部門に関わる資産等であります。
 - （3）セグメント負債の調整額236,843百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、その主なものは未払金及び退職給付に係る負債等であります。
 - （4）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額4,978百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。
2. セグメント利益又は損失は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	料金収入	道路資産完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	358,311	39,297	32,360	429,969

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
機構	39,826	高速道路事業

当中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	料金収入	道路資産完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	273,358	45,165	27,924	346,448

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
機構	45,167	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
減損損失	—	—	—	—	133	133

（注）減損損失の全社・消去133百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る金額であります。

当中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
減損損失	—	13	—	13	523	536

（注）減損損失の全社・消去523百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
当中間期償却額	25	—	—	25	—	25
当中間期末残高	252	—	—	252	—	252

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
当中間期償却額	—	—	—	—	171	171
当中間期末残高	—	—	—	—	2,987	2,987

当中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
当中間期償却額	35	—	—	35	—	35
当中間期末残高	197	—	—	197	—	197

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
当中間期償却額	—	—	—	—	171	171
当中間期末残高	—	—	—	—	2,645	2,645

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
1株当たり中間純利益	125.98円	55.52円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(百万円)	16,378	7,218
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(百万円)	16,378	7,218
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,000	130,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
1株当たり純資産額	1,965.33円	2,020.12円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	255,493	262,616
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	255,493	262,616
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	130,000	130,000

(重要な後発事象)

1. 社債の発行

(1) 当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	NEXCO中日本第6回ユーロ建て短期社債(固定債)
発行総額	金6.64億ユーロ[金827億円]
利率	年0.001パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	令和2年11月6日
償還期日	令和3年5月6日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の管理に関する事業の資金

区分	NEXCO中日本第7回ユーロ建て短期社債(固定債)
発行総額	金4.2億ユーロ[金523億円]
利率	年0.001パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	令和2年11月6日
償還期日	令和3年11月2日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の管理に関する事業の資金

(2) 当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第85回社債
発行総額	金1,000億円
利率	年0.070パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	令和2年10月21日
償還期日	令和7年10月21日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第16回米ドル建て社債（固定債）（グリーンボンド（気候変動適応））
発行総額	金4億米ドル [金417億円]
利率	年0.894パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	令和2年12月10日
償還期日	令和7年12月10日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路事業のうち、気候変動への適応に資する事業の資金

なお、上記の社債に、以下の特約が付されております。

- ① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当中間会計期間 (令和2年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	131,392	104,432
高速道路事業営業未収入金	85,135	147,406
未収入金	30,728	※5 10,721
たな卸資産	1,004,669	1,172,167
その他	64,271	68,228
貸倒引当金	△11	△7
流動資産合計	1,316,185	1,502,948
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産	※2 93,110	※2 91,327
無形固定資産	4,110	4,138
高速道路事業固定資産合計	97,220	95,465
関連事業固定資産		
有形固定資産		
土地	109,645	109,599
その他(純額)	32,919	32,294
有形固定資産合計	※2 142,564	※2 141,894
無形固定資産	449	424
関連事業固定資産合計	143,014	142,318
各事業共用固定資産		
有形固定資産	16,068	16,646
無形固定資産	12,387	14,168
各事業共用固定資産合計	28,456	30,814
その他の固定資産		
有形固定資産	575	615
その他の固定資産合計	575	615
投資その他の資産		
投資その他の資産	※1 13,771	※1 12,645
貸倒引当金	△68	△63
投資その他の資産合計	13,702	12,582
固定資産合計	282,969	281,795
繰延資産	1,240	1,413
資産合計	※1 1,600,395	※1 1,786,157

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当中間会計期間 (令和2年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	197,890	81,412
1年以内返済予定長期借入金	31	16,500
1年以内償還予定社債	※1 92,484	※1 181,283
リース債務	169	548
未払法人税等	2,101	5,874
引当金	1,404	1,421
その他	84,921	76,381
流動負債合計	379,002	363,422
固定負債		
道路建設関係社債	※1 842,047	※1 1,027,750
道路建設関係長期借入金	88,795	93,055
その他の長期借入金	6	5
リース債務	1,455	2,522
退職給付引当金	39,358	39,094
その他の引当金	8,110	8,131
その他	18,415	18,102
固定負債合計	998,189	1,188,662
負債合計	1,377,192	1,552,085
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金		
資本準備金	65,000	65,000
その他資本剰余金	6,650	6,650
資本剰余金合計	71,650	71,650
利益剰余金		
その他利益剰余金		
高速道路事業積立金	19,854	28,966
跨道橋耐震対策積立金	4,200	2,395
安全対策・サービス高度化積立金	21,008	21,008
固定資産圧縮積立金	385	378
別途積立金	32,211	33,375
繰越利益剰余金	8,895	11,300
利益剰余金合計	86,554	97,424
株主資本合計	223,205	234,074
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1	△2
評価・換算差額等合計	△1	△2
純資産合計	223,203	234,072
負債純資産合計	1,600,395	1,786,157

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益	398,075	318,961
営業費用	378,926	300,760
高速道路事業営業利益	19,148	18,200
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	10,459	14,149
休憩所等事業収入	7,291	3,949
不動産賃貸収入	33	34
その他の事業収入	1,033	862
営業収益合計	18,818	18,994
営業費用		
受託業務費用	10,524	14,132
休憩所等事業費	5,420	5,218
不動産賃貸費用	14	14
その他の事業費用	1,061	1,104
営業費用合計	17,021	20,470
関連事業営業利益又は関連事業営業損失(△)	1,797	△1,475
全事業営業利益	20,946	16,725
営業外収益	※1 1,285	※1 1,643
営業外費用	※2 12	※2 17
経常利益	22,218	18,351
特別利益	39	1
特別損失	176	713
税引前中間純利益	22,081	17,638
法人税、住民税及び事業税	6,820	5,260
法人税等調整額	△268	1,508
法人税等合計	6,551	6,768
中間純利益	15,529	10,869

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650
当中間期変動額				
高速道路事業積立金の積立				
跨道橋耐震対策積立金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	65,000	65,000	6,650	71,650

	株主資本							
	利益剰余金							株主資本合計
	その他利益剰余金						利益剰余金合計	
	高速道路事業積立金	跨道橋耐震対策積立金	安全対策・サービス高度化積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	14,792	3,000	21,008	398	31,160	7,703		
当中間期変動額								
高速道路事業積立金の積立	5,061					△5,061	—	—
跨道橋耐震対策積立金の積立		1,200				△1,200	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩				△6		6	—	—
別途積立金の積立					1,050	△1,050	—	—
中間純利益						15,529	15,529	15,529
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	5,061	1,200	—	△6	1,050	8,224	15,529	15,529
当中間期末残高	19,854	4,200	21,008	391	32,211	15,927	93,593	230,244

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	—	—	214,714
当中間期変動額			
高速道路事業積立金の積立			—
跨道橋耐震対策積立金の積立			—
固定資産圧縮積立金の取崩			—
別途積立金の積立			—
中間純利益			15,529
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1	△1	△1
当中間期変動額合計	△1	△1	15,528
当中間期末残高	△1	△1	230,242

当中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650
当中間期変動額				
高速道路事業積立金の積立				
跨道橋耐震対策積立金の取崩				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	65,000	65,000	6,650	71,650

	株主資本							
	利益剰余金							株主資本合計
	その他利益剰余金						利益剰余金合計	
	高速道路事業積立金	跨道橋耐震対策積立金	安全対策・サービス高度化積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	19,854	4,200	21,008	385	32,211	8,895	86,554	223,205
当中間期変動額								
高速道路事業積立金の積立	9,111					△9,111	—	—
跨道橋耐震対策積立金の取崩		△1,804				1,804	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩				△6		6	—	—
別途積立金の積立					1,164	△1,164	—	—
中間純利益						10,869	10,869	10,869
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	9,111	△1,804	—	△6	1,164	2,405	10,869	10,869
当中間期末残高	28,966	2,395	21,008	378	33,375	11,300	97,424	234,074

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1	△1	223,203
当中間期変動額			
高速道路事業積立金の積立			—
跨道橋耐震対策積立金の取崩			—
固定資産圧縮積立金の取崩			—
別途積立金の積立			—
中間純利益			10,869
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△0	△0	△0
当中間期変動額合計	△0	△0	10,869
当中間期末残高	△2	△2	234,072

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。
- ② 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- ③ その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

① 仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

② 商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

③ 原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～50年
構築物	8～60年
機械及び装置	5～17年

また、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

(1) 道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(2) その他の社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した金額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間会計期間末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債

(3) ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

当中間会計期間末までの新型コロナウイルス感染症の拡大の現状を考慮し、前事業年度の有価証券報告書(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りの仮定について、見直しを行いました。

しかし、当感染症の収束時期を合理的に予測することは引き続き困難であることから、高速道路及びサービスエリアにおいて、足元のご利用状況が当事業年度末まで継続し、その後、緩やかに回復していくと仮定して、繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りを行っております。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当中間会計期間 (令和2年9月30日)
道路建設関係社債	934,531百万円 (額面額934,531百万円)	1,090,310百万円 (額面額1,090,310百万円)
その他の社債	－百万円 (額面額－百万円)	118,723百万円 (額面額118,723百万円)
機構法第15条の規定により機構に 引き渡した社債に係る債務	1,361,307百万円	1,134,755百万円

なお、上記の他、担保に供している資産は以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当中間会計期間 (令和2年9月30日)
投資その他の資産	69百万円	60百万円

※2 有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当中間会計期間 (令和2年9月30日)
高速道路事業固定資産		
機械及び装置	3百万円	3百万円
車両運搬具	27百万円	27百万円
関連事業固定資産		
建物	8百万円	8百万円
構築物	27百万円	27百万円
機械及び装置	186百万円	186百万円
計	253百万円	253百万円

3 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当中間会計期間 (令和2年9月30日)
機構	511,000百万円	431,000百万円
西日本高速道路㈱	8百万円	7百万円
計	511,008百万円	431,007百万円

- (2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当中間会計期間 (令和2年9月30日)
機構	1,395,307百万円	1,168,755百万円

なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間で道路建設関係社債が47,816百万円（額面額）減少しております。

4 貸出コミットメント

当社は、グループ内資金の効率化を図ることを目的としてCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）基本契約を締結し、当該契約にて貸付限度額を設定しております。この契約に基づく貸出未実行残高は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当中間会計期間 (令和2年9月30日)
貸出コミットメントの総額	25,400百万円	10,500百万円
貸出実行残高	－百万円	25百万円
差引額	25,400百万円	10,474百万円

※5 消費税等の取扱い

前事業年度（令和2年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（令和2年9月30日）

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収入金」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益のうち主要な項目及び金額は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
受取利息	0百万円	2百万円
受取配当金	1,094百万円	1,113百万円
還付加算金	－百万円	169百万円

※2 営業外費用のうち主要な項目及び金額は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
支払利息	10百万円	11百万円
社債発行費償却	－百万円	3百万円

3 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
有形固定資産	8,534百万円	9,133百万円
無形固定資産	1,529百万円	2,016百万円

(有価証券関係)

前事業年度(令和2年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式5,883百万円、関連会社株式2,495百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当中間会計期間(令和2年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式5,883百万円、関連会社株式3,064百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(重要な後発事象)

I 社債の発行

(1) 当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	NEXCO中日本第6回ユーロ建て短期社債(固定債)
発行総額	金6.64億ユーロ[金827億円]
利率	年0.001パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	令和2年11月6日
償還期日	令和3年5月6日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の管理に関する事業の資金

区分	NEXCO中日本第7回ユーロ建て短期社債(固定債)
発行総額	金4.2億ユーロ[金523億円]
利率	年0.001パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	令和2年11月6日
償還期日	令和3年11月2日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の管理に関する事業の資金

(2) 当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第85回社債
発行総額	金1,000億円
利率	年0.070パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	令和2年10月21日
償還期日	令和7年10月21日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第16回米ドル建て社債（固定債）（グリーンボンド（気候変動適応））
発行総額	金4億米ドル [金417億円]
利率	年0.894パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	令和2年12月10日
償還期日	令和7年12月10日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路事業のうち、気候変動への適応に資する事業の資金

なお、上記の社債に、以下の特約が付されております。

- ① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第15期）（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

令和2年6月24日東海財務局長に提出

(2) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類

令和2年12月10日東海財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

下表に記載する社債（以下「各社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、各社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により併存的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

債務引受けの詳細については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2. 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因 (2) 機構による債務引受け等」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社が行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

(上記対象となっている社債)

(令和2年12月24日現在)

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
中日本高速道路株式会社第11回米ドル建て社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成29年11月2日	42,191 (3.75億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第1回香港ドル建て社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成30年2月9日	14,200 (10億香港ドル)	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第12回米ドル建て社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成30年2月15日	49,198 (4.5億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第71回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成30年2月23日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第2回豪ドル建て社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成30年5月11日	16,522 (2億豪ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第72回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成30年5月30日	50,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
中日本高速道路株式会社第73回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成30年7月31日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第74回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成30年9月27日	70,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第77回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成31年3月28日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第2回ユーロ建て社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成31年4月25日	25,237 (2億ユーロ)	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第78回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	令和元年5月29日	80,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第1回人民元建て社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	令和元年8月5日	3,144 (2億人民元)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第1回ニュージーランドドル建て社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	令和元年8月15日	3,578 (0.5億ニュージーランドドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第13回米ドル建て社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	令和元年8月15日	5,456 (0.5億米ドル)	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第79回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	令和元年8月19日	88,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第4回豪ドル建て社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	令和元年9月26日	25,833 (3.5億豪ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第14回米ドル建て社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	令和元年10月30日	10,870 (1億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第80回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	令和元年10月30日	55,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第81回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	令和2年1月28日	100,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第82回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	令和2年3月18日	80,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第83回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	令和2年4月20日	100,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第84回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）	令和2年7月10日	100,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第5回豪ドル建て社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）	令和2年8月4日	7,530 (1億豪ドル)	シンガポール証券取引所

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
中日本高速道路株式会社第15回米ドル建て社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）	令和2年9月29日	42,512 (4億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第85回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）	令和2年10月21日	100,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第16回米ドル建て社債（グリーンボンド（気候変動適応））（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）	令和2年12月10日	41,789 (4億米ドル)	シンガポール証券取引所

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

令和2年9月30日現在の機構の概要は次のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、令和2年9月30日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は、中期目標の期間の末日まで（現任の理事長の任期は令和4年3月31日まで）、理事の任期は2年、監事の任期は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下、「通則法」といいます。）第21条第2項の規定に基づく任期です。

⑤ 資本金及び資本構成

令和2年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

	(単位：百万円)
I 資本金	5,649,107
政府出資金	4,118,928
地方公共団体出資金	1,530,178
II 資本剰余金	840,924
資本剰余金	899
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932
その他行政コスト累計額	△10,907
減価償却相当累計額（△）	△8,775
減損損失相当累計額（△）	△2,061
除売却差額相当累計額（△）	△70
III 利益剰余金	7,134,870
純資産合計	13,624,902

機構の財務諸表は、通則法、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的
高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
 - (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）

- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路圏又は阪神高速道路圏に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除きます。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路圏又は阪神高速道路圏に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務
- (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xii) 上記（xi）の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務

(c) 事業に係る関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
- (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより令和47年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び各高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和2年12月23日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 由良 知久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水谷 洋隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 都 成哲 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社の令和2年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部

が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和2年12月23日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 由良 知久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水谷 洋隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 都 成哲 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社の令和2年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。